

3. その他

(1) Q&A



◆助成対象について◆

Q1	新築の建物は対象外？
A	× 対象外です。改修したトイレの洗浄水量(大)が、既存のトイレと比較し1リットル以上減少することが条件です。
Q2	賃貸住宅は対象外？
A	×対象外です。申請者が所有しお住まいの(住民登録をしている)建物が対象です。
Q3	助成対象となる「住宅」、「店舗等が併設された住宅」とはどのようなものですか？
A	市内にある住宅(人の居住の用に供する家屋または家屋の部分)が対象です。事務所や店舗・工場等との併用住宅については、「居宅部分」のトイレ改修であれば対象です。この場合、申請には、間取り図等が必要となります。
Q4	市内に複数の住宅を所有しているのですが、それぞれの住宅で助成申請をすることはできますか？
A	お住まいになっている(住民登録をしている)建物のみが対象です。
Q5	亡くなった配偶者や両親などの名義のままの住宅に住んでおり、そのトイレを改修しましたが申請できますか？
A	亡くなった方が戸籍上の配偶者またはご両親等で、申請者がそこに居住(住民登録)をしている相続人であれば、申請できます。ただし、追加で書類を提出いただく必要がありますので、事前にご相談ください。
Q6	分譲マンションの節水型トイレへの改修は、対象になりますか？
A	申請者が居住の用に供している部分(専有部分)が、対象です。
Q7	賃貸マンションの中にあるオーナー所有部分は、対象になりますか？
A	申請者(オーナー)が居住している部分を住宅として区分して登記している場合や、自己の居住に使用している部分が確認できる場合は対象となります。別途、部屋割り図等居住部屋が確認できるものをご提出いただきますので、事前にお問い合わせください。

Q8	トイレに上水道を使用していない場合も、申請できますか？
A	地下水などを使用している場合でも、水洗トイレの改修であれば申請できます。

◆対象工事等について◆



Q9	どのようなトイレ改修が対象ですか？
A	洗浄水量(大)が6.5リットル以下の節水型トイレへの改修です。改修前後で、洗浄水量(大)が1リットル以上減少することが要件です。(2台以上改修する場合は、それぞれ1リットル以上減少すること)
Q10	トイレ本体を市内の事業者から購入し、自分(申請者)が設置工事を行なった場合は対象となりますか？
A	設置工事を自己で行った場合は対象外です。トイレ本体購入と改修工事ともに、松山市内の事業者へ依頼して改修していることが条件です。
Q11	どのようにして既存トイレの洗浄水量(大)を確認するのですか？
A	トイレに『製品番号』が明記されているので、その番号をもとにメーカーのホームページなどで調べることができます。分からない場合は、事業者へ確認してください。
Q12	和式の水洗トイレから洋式へのトイレ改修も対象ですか？
A	節水型トイレへの改修で、既存の和式の水洗トイレと比較し1リットル以上洗浄水量(大)が減少していれば、対象となります。
Q13	汲み取り式等非水洗トイレから節水型トイレへの改修も対象？
A	×対象外です。改修したトイレが、既存トイレと比較し1リットル以上洗浄水量(大)が減少することが条件です。
Q14	元々あった場所とは違う場所に設置した場合は対象？
A	既存のトイレを壊し、別の場所に節水型トイレを設置した場合は、既存のトイレと比較し、1リットル以上洗浄水量(大)が減少する場合は、対象です。別途、それぞれ間取り図等確認できるものを提出してください。
Q15	自宅にトイレが2箇所あります。節水型トイレに改修するのですが、両方助成対象になりますか？
A	同一年度に改修工事をした2箇所分を合わせて1回で申請する場合は、2箇所とも対象です。同一年度に2回の申請はできません。また、同一年度の工事を年度を分けて(別の年度に)1箇所ずつ申請することもできません。

Q16	新築時と同じ市外に本社のある会社（ハウスメーカー）に改修をお願いしたいのですが、助成対象になりますか？
A	市内に営業所等がある事業者がトイレ改修工事を行う場合は、対象です。
Q17	市で、事業者は紹介してくれるのですか？
A	市で、特定の事業者を紹介することはできません。

◆申請書（請求書）について◆

Q18	申請書類は、どこで入手できますか？
A	水資源対策課窓口（市役所 本館 5 階）、各支所、市民サービスセンターで配布しています。また、市のホームページからダウンロードすることも可能です。
Q19	申請は、どこでできますか？
A	申請は、水資源対策課窓口と郵送で受付しています。 ※水資源対策課窓口（松山市役所 本館 5 階）平日午前8:30から午後5時まで。 ※郵送の場合は、〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2 松山市総合政策部 水資源対策課（節水型トイレ担当）へ
Q20	窓口で申請する場合、申請者本人が行かないといけないのですか？
A	事業者の方や親族の方が代理で申請窓口に来ていただくことは可能です。
Q21	予算額に達していなければ、随時受付をしてくれるのですか？
A	令和 4 年度に改修工事を完了されたものについて、予算額に達していなければ年度末まで受付します。それ以前に申請額が予算額に達した場合は、その日に受付を終了します。（受付方法は Q19 参照）
Q22	何回でも申請できますか？
A	当該年度内は、同一の住宅につき、1 回限りです。同一年度に改修した 2 箇所分について、年度を分けて 1 箇所ずつ申請することもできません。（Q15 参照）





Q23	令和3年度に改修工事が完了した場合は申請できますか？
A	できません。 申請ができるのは、「改修工事が完了した年度内」です。
Q24	申請書類に使用する印鑑は、不要ですか？
A	令和3年度から、印鑑は不要となりました。ただし、状況に応じてご本人からの申請であることを、お電話にて確認させていただくことがあります。 また、これまで通り押印されても差し支えありません。
Q25	2台分の改修を申請します。どのように申請書(改修証明書)を記入すればいいですか？
A	2段書きなどで、「1階〇〇、2階〇〇」と各項目全てについて2台分を記入してください。2台とも同じ場合は、「1階、2階とも」など各項目全てに記入してください。 例 1階〇〇、2階〇〇 改修前 1階、2階とも8リットル
Q26	固定資産税納税通知書を紛失した場合、どうしたらいいですか。
A	① 「令和4年度固定資産課税台帳記載事項証明書」(家屋分) 発行場所:市民課・納税課・支所・出口出張所・市民サービスセンター ② 「登記事項証明書(建物)」(令和4年1月1日以降に取得したもの) 発行場所:最寄りの法務局 ① ②のどちらか申請者の氏名が確認できるものを取得して提出してください。 ただし、「登記事項証明書(建物)」については、所有者住所と住民票の写しの住所が一致しない場合は、別途書類が必要になります。 なお、「令和4年度 固定資産税納税通知書」がご自宅に届く前に申請をする場合は、上記①②のいずれかを取得する必要があります。
Q27	今年、中古住宅を購入したので、納税通知書がありません。何を提出すればよいですか。
A	原則「登記事項証明書(建物)」(令和4年1月1日以降に取得したもの)を提出してください。その他の所有確認書類につきましては、事前にお問い合わせください。
Q28	事業者への支払いは、クレジット払いでも問題ないですか？
A	支払い方法は問いません。事業者には、申請者が支払いを完了した事が確認できる領収書の発行を依頼してください。

◆現地確認について◆

Q29	現地を確認することはありますか？
A	必要に応じて、市の担当者が現地を確認させていただきます。事前に電話で日程調整をさせていただきますので、申請書には平日の日中に連絡が取れる携帯などの電話番号を記入してください。
Q30	現地確認は土日でも来てもらえるのでしょうか？
A	原則、平日の9:00～17:00の間に市が指定した時間をお願いします。やむを得ず、指定した日時での対応が困難な場合は、ご相談ください。

◆助成金の交付について◆

Q31	助成金はいつ交付してもらえるのですか？
A	交付申請書（請求書）の提出後、複数の担当者が書類を確認し、必要に応じて現地確認を行います。不備等無ければ申請から概ね2カ月程度で、口座に入金します。ただし連休を挟む場合や、申請が集中した場合などは、通常よりお時間をいただく場合があります（概ね3カ月程度）。
Q32	申請者以外の口座へ入金してもらうことは可能ですか？
A	基本的には、申請者ご本人の口座へ入金します。申請者名義の口座が無いなど、ご事情がある場合は、水資源対策課までご相談ください。

◆その他◆

Q33	他の補助制度を重複して利用することができますか？
A	同じトイレ改修工事に対して、市がおこなっている他の補助事業や介護保険法に基づく住宅改修費支給制度を重複して利用することはできません。ただし、国の事業との併用はできます。
Q34	助成制度を利用してトイレ改修工事を行った箇所で水漏れなど不具合が起っています。再度、修繕を行うので、修繕費は市で補償してください。
A	市では工事の管理は行っていません。トイレ改修工事における事業者等とのトラブルについては、施主様（申請者）と事業者間で解決してください。 なお、リフォーム工事のトラブル時の相談先としては、公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センターの電話相談窓口がありますので、ご活用ください。 【住まいるダイヤル】 0570-016-100 (月～金曜日の午前10時～午後5時※土、日、祝休日、年末年始を除く)

Q35	「節水型トイレ改修助成制度」と住宅課の「わが家のリフォーム応援事業」のどちらに申請したらいいのでしょうか？
A	節水型トイレに改修するのか、改修後必ず1リットル以上洗浄水量(大)が減少するのか、工事費がいくらなのか等の条件によって、申請が異なってきます。 P24 のフロー図を参照してください。

(2) フロー図

